

平成31年度 茨木市病児保育事業利用のご案内

【問合せ先】 茨木市こども育成部保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

直通 620-1638

【目次】

- 1 病児保育とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2 どのような病気で利用できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 3 利用の登録とご利用の際の注意事項について・・・・・・・・・・ 1ページ
- 4 病児保育室の利用要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 5 病児保育室の利用料金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 6 各病児保育室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 7 病児保育室ご利用の流れ 済生会茨木病院「ひなたぼっこ」ご利用の場合・・ 3ページ
- 8 病児保育室ご利用の流れ 篠永医院「さうだーで」ご利用の場合・・ 4ページ
- 9 ご家庭から持参していただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ

【添付書類一覧】

- (1) 平成31年度茨木市病児保育事業利用登録申込書
- (2) 就労証明書、内職証明書、病気・介護（看護）証明書
- (3) 茨木市病児保育利用申込書・茨木市病児保育意見書（ひなたぼっこ用）
- (4) 茨木市病児保育利用申込書・茨木市病児保育意見書（さうだーで用）



1 病児保育とは？

児童が病気の回復期にいたっていないが、病状の急変など入院治療の必要がない場合で、保護者の方が就労等で児童を保育することが難しい場合、その児童を適切な処遇ができる施設（病児保育室）において一時的にお預かりする事業です。

2 どのような病気で利用できますか？

児童が日頃かかる病気など

例：風邪、消化不良症（頻繁におこる下痢、嘔吐など）、感染症（インフルエンザ、水痘（水ぼうそう）など）、骨折、外傷

※ なお、上記の病気でも、隔離等の都合上利用できないこともあります。

3 利用の登録とご利用の際の注意事項について

【利用の登録について】

- ・ 児童の状況を把握するために、年度ごとに「茨木市病児保育事業利用登録申込書」の提出が必要です。
- ・ 児童の保育を必要とすることの証明として、保護者それぞれの就労証明書、内職証明書、病気・介護（看護）証明書等（以下、「就労証明書」等といいます）の提出が必要です。
※既に保育幼稚園事業課に平成31年度分の「就労証明書」等を提出済みの場合は不要です。

【ご利用にあたって】

- ・ 利用希望日の前開室日までに各施設に予約が必要です。
※月曜日の予約は、前週土曜日の午前9時から正午まで受付をしています。
- ・ 病児保育室を利用する児童の隔離等の都合により、予約を受け付けられない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 各病児保育室の利用時間を厳守していただき、お迎えの時間に遅れることのないようお願いいたします。
- ・ 利用の予約をキャンセルする場合は、必ず病児保育室にご連絡ください。
また、連絡なしのキャンセルが増えているため、必ずご連絡をしていただくようご協力をお願いいたします。

4 病児保育室の利用要件について

「就労証明書」等のご提出により、下記の利用要件に該当することを確認いたします。

- (1) 居宅外で週4日、1日4時間以上の労働をしていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働（週4日、1日4時間以上）をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病もしくは負傷、又は精神もしくは身体に障害を有していること。
- (5) 親族を常時介護又は看護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- (7) 週4日、1日4時間以上就学していること。

5 病児保育室の利用料金について

	1日あたりの利用料金
(A) B・C以外の世帯	2,000円
(B) 市民税非課税世帯	1,000円
(C) 生活保護世帯等	無料

- ・ 4月～8月の利用料金は「平成30年度市民税額」、9月～3月の利用料金は「平成31年度市民税額」によって決定します。
- ・ (B) 世帯に該当する方で、平成30年1月1日時点で茨木市外に住民票があった方は平成30年度の市民税の通知書等のコピーを、平成31年1月1日時点で茨木市外に住民票があった方は平成31年度の市民税の通知書等のコピーをご提出ください。(C) 世帯に該当する方は、生活保護証明書等（受給者証でも可）をご提出ください。茨木市在住で市民税を申告済みの方や、市外に住民票があった方で保育所等入所申込みのため既に提出済みの場合は不要です。

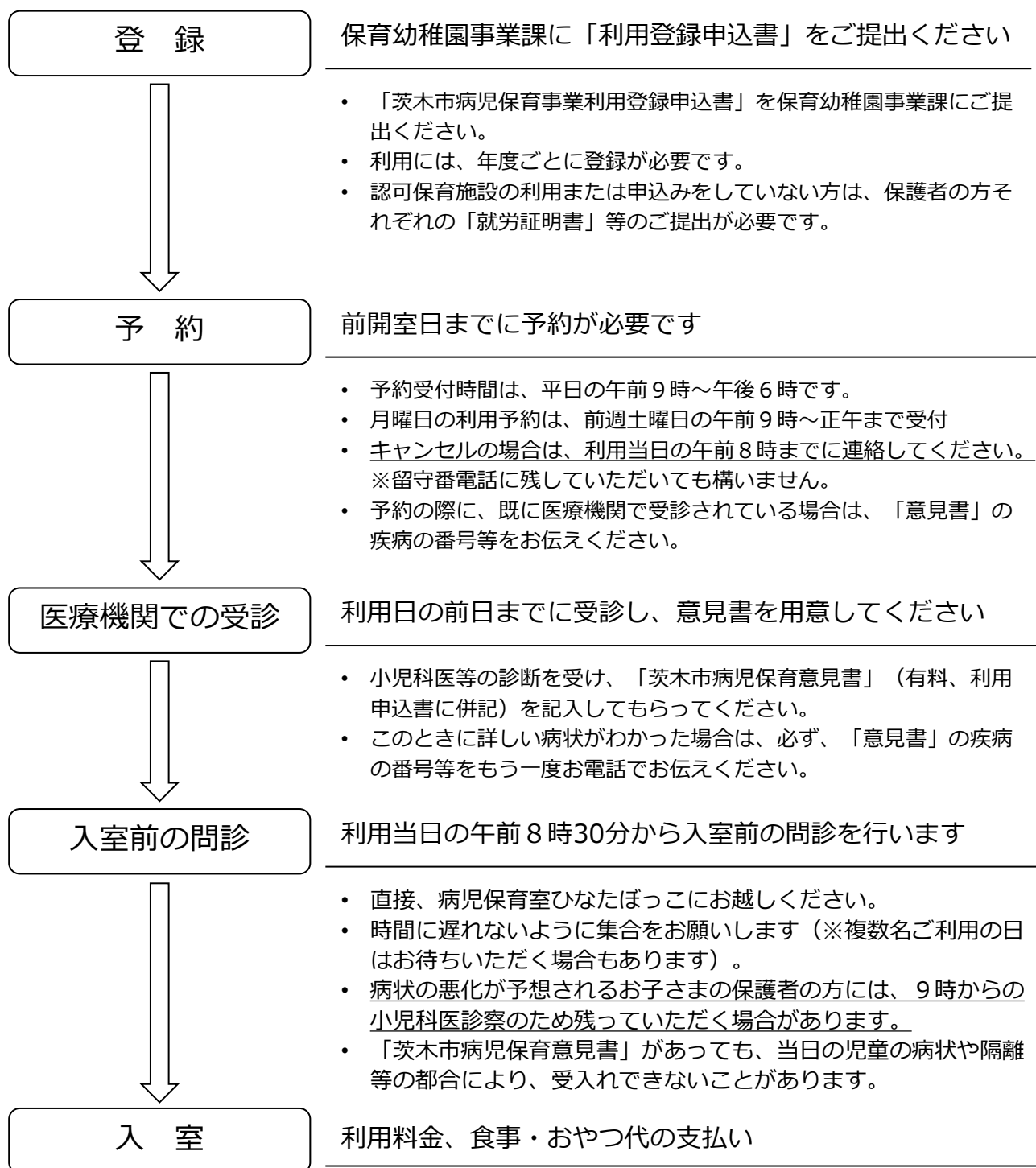
6 各病児保育室の概要（詳細は3～4ページをご覧ください）

	済生会茨木病院附属 病児保育室ひなたぼっこ	篠永医院附属 病児保育室さうだーで
住所	茨木市上穂積1-2-27 済生会茨木医療福祉センター1階	茨木市真砂1-2-36
電話番号	072-621-4657	072-633-5397
利用できる児童	生後6か月から小学校3年生までの児童	離乳食完了（約1歳6か月）から小学校3年生までの児童
利用可能日	月曜日から金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）	
利用可能時間	午前8時30分～午後6時 ※1	午前8時30分～午後6時
利用期間	1回につき、連続して7日以内（休業日は利用できません）	
定員	1日につき最大6人	
利用料金以外の実費負担	食事・おやつ代（500円） ※2	おやつ代（300円） ※お弁当を持参してください

※1 病状の悪化が予想される場合、午前9時からの診察のため残っていただく場合があります。

※2 アレルギー等の症状がある等の理由でお弁当持参の方は、食事・おやつ代は不要です。

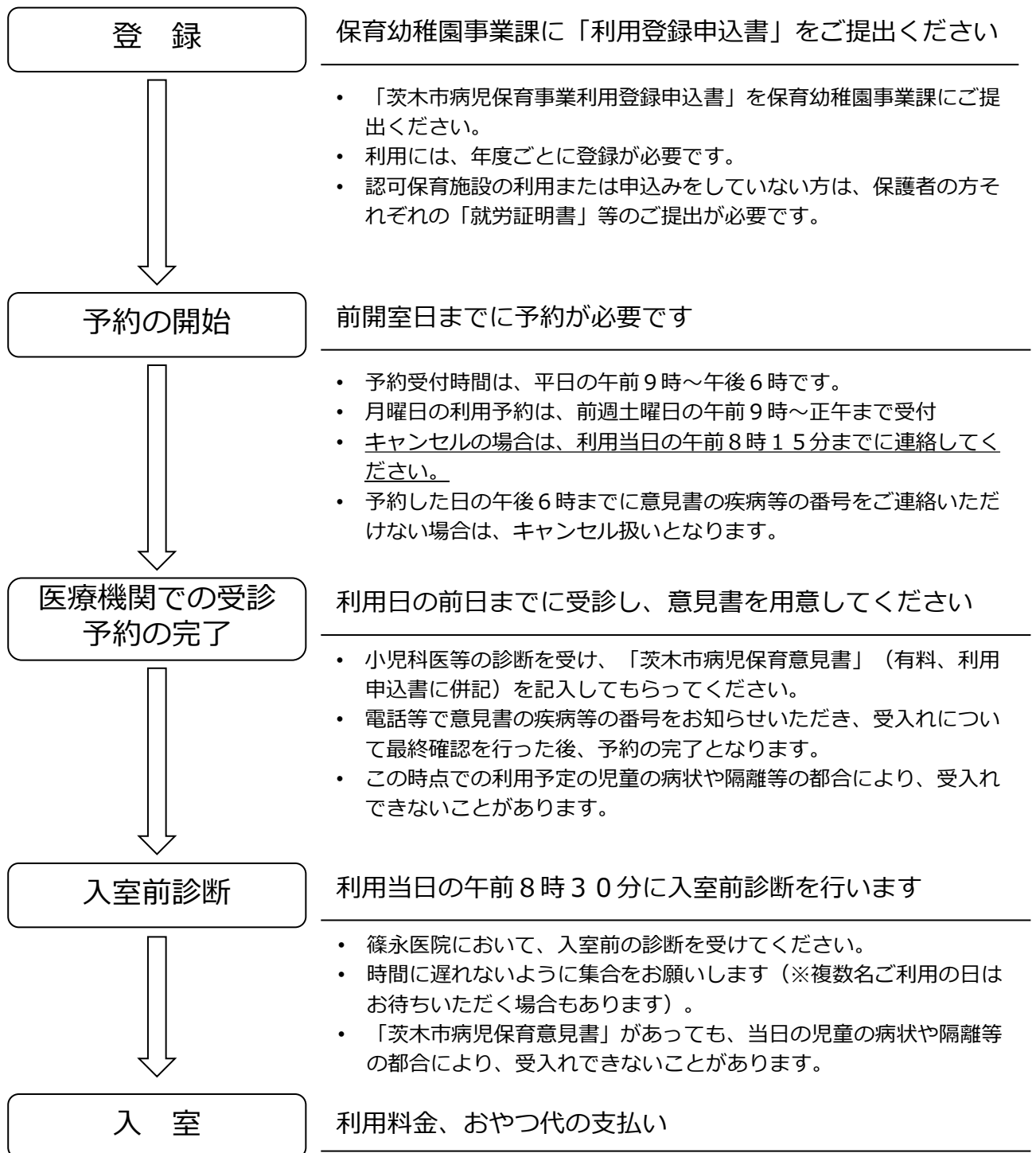
7 病児保育室ご利用の流れ 済生会茨木病院「ひなたぼっこ」ご利用の場合



【留意事項】

- ※ 病児保育は治療行為ではありません。
- ※ 処方されたお薬を持参してください。
- ※ 入室後、済生会茨木病院の小児科医が病児保育室でお子さまの診察を行います。
- ※ お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。
- ※ きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。
- ※ 時間外の診療は、かかりつけ医で受診してください。
- ※ 利用当日や連絡なしのキャンセルのために、利用できない方が増えています。キャンセルされる場合は、必ず施設へのご連絡をお願いします。

8 病児保育室ご利用の流れ 篠永医院「さうだーで」ご利用の場合



【留意事項】

- ※ 病児保育は治療行為ではありません。
- ※ 処方されたお薬と、お弁当を持参してください。
- ※ お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。
- ※ きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。
- ※ 利用当日や連絡なしのキャンセルのために、利用できない方が増えています。キャンセルされる場合は、必ず施設へのご連絡をお願いします。

9 ご家庭から持参していただくもの

病児保育室をご利用の際は、必要に応じて下記のものをご家庭からご持参いただきますようお願いいたします。また、持ち物には、すべてフルネームでお名前を書いていただきますようお願いいたします。

済生会茨木病院附属病児保育室ひなたぼっこをご利用の場合	
(1) 共通の持ち物	<input type="checkbox"/> 「茨木市病児保育事業利用申込書」兼「意見書」 <input type="checkbox"/> 保険証の写し <input type="checkbox"/> 現在服用している薬と説明書 <input type="checkbox"/> 着替え（2～3枚） <input type="checkbox"/> 下着（2～3枚） <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> パジャマ <input type="checkbox"/> 手ふきタオル（2枚） <input type="checkbox"/> バスタオル（掛け布団として1枚） <input type="checkbox"/> スーパー等の袋（汚れ物入れとして3枚） <input type="checkbox"/> お弁当（アレルギー食が必要な場合） <input type="checkbox"/> コップ <input type="checkbox"/> お箸・スプーン・フォーク
(2) 年齢、お子様によって必要とする場合、持参いただくもの	<input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> 哺乳瓶（3本） <input type="checkbox"/> 愛着品（お昼寝の際いつも手放せない、ぬいぐるみやタオル、おもちゃ等） <input type="checkbox"/> 食事用エプロン <input type="checkbox"/> 紙おむつ（10枚程度） <input type="checkbox"/> おしりふき

篠永医院附属病児保育室さうだーでをご利用の場合	
(1) 共通の持ち物	<input type="checkbox"/> 「茨木市病児保育事業利用申込書」兼「意見書」 <input type="checkbox"/> 保険証の写し <input type="checkbox"/> 母子手帳（原本でもコピーでも結構です） <input type="checkbox"/> 現在服用している薬と説明書 <input type="checkbox"/> 着替え（2～3枚） <input type="checkbox"/> 下着（2～3枚） <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> パジャマ <input type="checkbox"/> 手ふきタオル（2枚） <input type="checkbox"/> バスタオル（掛け布団として1枚） <input type="checkbox"/> スーパー等の袋（汚れ物入れとして3枚） <input type="checkbox"/> お弁当 <input type="checkbox"/> コップ <input type="checkbox"/> お箸・スプーン・フォーク
(2) 年齢、お子様によって必要とする場合、持参いただくもの	<input type="checkbox"/> 愛着品（お昼寝の際いつも手放せない、ぬいぐるみやタオル、おもちゃ等） <input type="checkbox"/> 食事用エプロン <input type="checkbox"/> 紙おむつ（10枚程度） <input type="checkbox"/> おしりふき

※ 持参しただけなかった物品が必要であった場合、実費徴収させていただきます。

※ 汚物は、病児保育室では洗濯できません。

※ 小児科医等の意見書（申込書）を忘れずご持参ください。

※ 症状によっては上記以外に必要な物品をご持参ください。